

令和 8 年度産業教育実習助手資質向上事業 実施要項

1 目 的

本事業は、高等学校の産業教育に関する教科・科目を担当する実習助手に対して、職務に必要な最新の知識・技術を習得させ、資質の向上を図ることを目的としている。

2 主 催 独立行政法人教職員支援機構

3 共 催 文部科学省、教育関係団体・大学等（[別添 2]のとおり）

4 期間、会場、定員、教科、研修内容等

[別添 2]のとおり

5 参加者

(1) 参加資格

高等学校等（特別支援学校の高等部を含む）の当該教科・科目を担当する実習助手で、実習助手として 3 年以上勤務し、勤務成績の良好な者

(2) 推薦人数

参加定員は、[別添 2]のとおりとする。ただし、定員を超える推薦があった場合でも参加が可能な場合があるので、積極的な推薦を行うよう努めること。

(3) 推薦手続

推薦期限は、令和 8 年 6 月 12 日（金）とする。

推薦する機関においては、候補者を取りまとめて「研修システム」により推薦を行う。ただし、中核市教育委員会においては、[様式 1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修システム」により推薦を行う。

(4) 参加者の決定

各都道府県、指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。大幅に定員を超過する場合は、参加者数を調整する場合がある。

6 経 費

本研修に係る経費については、参加者一人当たり[別添 2]に定める「参加者負担限度額」の範囲内において派遣者または参加者が負担するものとする。

支払額及び支払い方法については、研修終了後、約 3～4 か月を目処に、教職員支援機構より別途通知する。

※詳細は、[様式 1]「推薦名簿」の「記入上の注意」を参照のこと。

7 その他

研修を修了した場合には、高等学校教諭一種免許状（農業実習、工業実習）を取得するために必要な単位を修得できる。（開催大学が開設する免許法認定講習として認定される予定）

なお、詳細については、参加者決定時に別途通知する。

(別添 1)

「全国教員研修プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という)を利用して
いる自治体からの参加者に関しては、プラットフォームへの本研修の修了状況の登録
を当機構で行う。

登録に当たって、参加者のプラットフォームログイン ID が必要となるため、プラットフォームを利用している自治体は、推薦を行う際に研修システムより候補者毎に
プラットフォームログイン ID を入力すること。